

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課 家庭支援係	
許 認 可 等 名	自立支援教育訓練給付金の支給の決定	
根 拠 法 令	母子及び寡婦福祉法施行規則	
根 拠 条 項	第6条の9第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5122)	
審 査 基 準	基 準	<p>自立支援教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、母子家庭の母であって、次の各号に掲げる支給要件の全てを満たす者(その者が住所を徳島市内に有する場合に限る。)とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手当の支給要件と同様の所得水準にあること。</p> <p>(2) 自立支援教育訓練給付金の支給の対象となる講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座、就労に結びつく可能性の高い講座で国が別に定める講座、 に掲げるものに準じ市長が別に指定する講座)の受講開始時において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。</p> <p>(3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。</p> <p>(4) 自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと。(特に必要と認められる場合を除く。)</p>
	参 考 事 項	徳島市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 7日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)